

道路工事に関する申請について

○道路工事施行承認申請について

車両出入口を新設する場合に、国道の歩道縁石を低い縁石に取り替える工事など、道路の改築等をする際に、この申請が必要となります。

申請者の負担で工事を施工し、施工後は道路管理者が管理することになります。このため、工事を行う必要性、設計及び実施計画の合理性、道路管理上の支障の有無などを総合的に判断して、承認することになります。

道路工事を計画の際には、あらかじめ、下記の当該国道を管轄する事務所へご相談くださいよう、お願いします。

○道路工事施行承認申請の記入について

添付の記入例を参考に、記入してください。

「工事種別」の欄には、「縁石切り下げ工事」や「取付道路新設」など、どのような工事を施行するのかを簡潔に記載してください。

「施工数量」の欄には、「縁石切り下げ5本4.0m」や「舗装面積10㎡」など、工事の規模を記載してください。

○申請書の提出について

「事務所控」を1部を提出してください。

○申請に必要な添付書類等について（1部提出）

申請の際は、位置図・現況図・計画図・横断図・交通規制図を添付してください。

工事内容によっては、別途、資料の提出をお願いする場合があります。

○手数料について

申請に必要な手数料は、不要です。

帯広道路事務所 総務課 管理係 〒 089-0536 中川郡幕別町札内西町73-6
TEL 0155-25-1259

広尾道路事務所 総務課 管理係 〒 089-2624 広尾郡広尾町並木通東2丁目5
TEL 01558-2-3148

足寄道路事務所 総務課 管理係 〒 089-3718 足寄郡足寄町栄町1丁目43
TEL 0156-25-2601